

1. 長野大学の教員養成理念

(1) 長野大学の教員養成の目標

長野大学教職課程は、全学的な教員養成理念として『自ら学ぶことを通して生徒の学びを支援し、科学的知見及び幅広い社会的視野に根差した教養を身につけ、地域社会やひとびとの生活にもまなざしを向けられる教員を養成する』ことを掲げている。

大学として教育の柱に「地域協働型教育」を掲げており、学生は地域をキャンパスに地域と共に学ぶことを重視している。教職課程においてもサービス・ラーニングを推奨し、低学年次から継続的な学校現場での体験活動を通じて、実践的指導力のある教員養成に努めている。

(2) 各学科の教員養成の目標

1) 社会福祉学部社会福祉学科

教科指導はもちろんのこと、現代社会に不可欠の福祉的な発想と教養を備え、ソーシャルワークの対人援助技術を身につけた教員を養成する。

2) 地域経営学部地域経営学科

自らが持続可能（サステイナブル）な地域づくりの実現を目指すとともに、更なる未来に向けて生徒に対して地域に目を向け、地域の魅力を探求し、持続可能な地域づくりの担い手を育成できる教員を養成する。

3) 共創情報科学部共創情報科学科

最先端の情報科学を基盤に、地域協働型教育を通じて地域の課題を解決できる教員を養成することを目的とする。また、地域における教員不足が喫緊の課題となる中で、地域のこれからの理系人材を養成できる教員を育成する。

4) 環境ツーリズム学部環境ツーリズム学科

社会科学的知見と幅広い教養に裏づけられ、地域社会に貢献しうる問題発見、解決能力のある使命感・責任感、社会性と指導力を持つ教員を養成する。

5) 企業情報学部企業情報学科

社会科学と情報科学の知見に裏づけられた課題発見・問題解決能力を備えた教員を養成する。

2. 教職課程の履修

(1) 取得可能な免許状

学部学科	取得可能な免許状	取得可能な教科
社会福祉学部社会福祉学科	中学校教諭一種	社 会
	高等学校教諭一種	地理歴史 公 民
	特別支援学校教諭一種	知的障害 肢体不自由
地域経営学部地域経営学科	中学校教諭一種	社 会
	高等学校教諭一種	地理歴史 公 民
共創情報科学部共創情報科学科	高等学校教諭一種	数 学 情 報
環境ツーリズム学部 環境ツーリズム学科	中学校教諭一種	社 会
	高等学校教諭一種	地理歴史 公 民
企業情報学部企業情報学科	高等学校教諭一種	情 報
全学部 小学校教員養成特別プログラム (玉川大学) ¹⁾	小学校教諭二種 中学校または高等学校教員免許取得学生を対象に、協定校 (玉川大学教育学部教育学科)の通信教育課程を履修、単位 修得することで、小学校教諭二種免許状の取得が可能	
多様な教員人材育成修学プログラム (上越教育大学) ²⁾	小学校教諭一種 長野大学卒業後に上越教育大学大学院への進学を条件に、 学部 3 年生から上越教育大学で開講される小学校教諭免許 に係る科目の一部を履修することが可能	

1) 小学校教員養成特別プログラムの受講にあたっては学内選考がある。また、同プログラムの受講にあたって、別途受講料が発生する。

2) 受講費用は無料。

(2) 履修の流れ

1) 年間スケジュール

教職課程学生の年間スケジュールは以下の通りである。あくまでも予定であり、年度によって時期がずれることもあるため、教職センターからの情報を確認すること。

	手続き	ガイダンス	実習	イベント (全学年対象)	
4月	履修希望届 classroom登録	新入生 学校体験活動 介護等体験			4月
5月			教育実習 (第1期)		5月
6月	課程履修費支払				6月
7月					7月
8月		在学生①			8月
9月	履修カルテ (前期)		教育実習 (第2期)	学校体験活動Ⅱ 介護等体験	9月
10月				教職実践演習外部講師講話① 教育実習指導模擬指導 (大学祭)	10月
11月				教職実践演習外部講師講話②	11月
12月				教職実践演習外部講師講話③	12月
1月					1月
2月				教育課程研究報告会 教育実習報告会	2月
3月	履修カルテ (後期)	在学生② 教育実習			3月

①ガイダンス

全体ガイダンス (新入生/在学生①/在学生②) は学期の開始前に実施する。教職課程に関する全体ガイダンスとなるため、**必ず出席すること**。また、各実習等についてガイダンス (介護等体験/学校体験活動/教育実習等) を随時開催する。こちらも自分が関係するガイダンスに必ず出席すること。

②「教育実習指導」模擬授業

3年次後学期の「教育実習指導」では、3年生による模擬授業を実施する。履修者以外の教職課程の学生は、**所定の回数模擬授業への参観が義務づけられている**。

③「教職実践演習」外部講師講演

「教職実践演習」は4年次後学期に開講される教職課程の必修科目である。「教職実践演習」では、毎年度3名程度外部講師を招聘し、学校教育にかかわる様々な講演をいただく。この講演については、**履修者以外の教職課程の学生の参加が義務づけられている**。

④「教職実践演習」学生授業

「教職実践演習」のラスト3回は、4年生による授業が開催され、**履修者以外の教職課程の学生は、所定の回数授業への参加が義務づけられている**。

⑤学校支援ボランティア制度（「学校体験活動Ⅰ」、「学校体験活動Ⅱ」）

長野大学教職課程では上小地区校長会と連携して上田市及び近隣自治体の各学校でのボランティア活動を行う「学校支援ボランティア制度」を設けている。日常的に児童生徒と関わり、教員の仕事の実際を知る貴重な機会となるので、参加を推奨する。なお、学校支援ボランティア制度を活用し、正規の科目として「学校体験活動Ⅰ」、「学校体験活動Ⅱ」を実施している。詳細については後述。

2) 教職アドバイザー

教職センターでは、教職課程の学生に対して学部アドバイザーとは別に教職アドバイザーを配当している。教職アドバイザーは日々の教職履修に関する助言・指導だけでなく、 Semester毎の履修カルテの面談や進路相談等を行う。

3) 教職履修カルテ

教職履修カルテは、「教職科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認する」ために作成されるものである。長野大学教職課程では、学生が Semester毎に学習の振り返りを行うポートフォリオとして活用するとともに、単位の修得状況の確認や教職アドバイザーとの面談に活用している。なお、教職履修カルテの半期ごとの作成は4年後期の必修科目「教職実践演習」の前提条件となっていることに留意すること。

<履修カルテ作成の流れ>

履修カルテは、次のような流れで作成、面談等を実施する。

- ①成績確定後、科目担当（教育の基礎的理解に関する科目／道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導法に関する科目／各教科の指導法に関する科目）教員によるコメント入力
- ②学生による振り返りの入力
- ③履修カルテ面談（教職アドバイザーと学生）
- ④履修カルテの修正・面談記録の入力
- ⑤当該 Semesterの履修カルテの完成

(3) 教職課程の登録および教職課程履修費

1) 教職課程の登録

教職課程の履修に係る手続きは、原則として google classroom の『教職課程クラス(教職センター)』を通じて案内される。教職課程の履修を希望する学生は、「教職履修希望届」の提出、「教職課程の google classroom への登録」、「課程履修費の支払」を以て正式登録となる。

2) 教職課程履修費

教職課程の登録にあたり、課程履修費が発生する。各学年における課程履修費は以下の通り。

学年	該当学生	履修費
1年	すべての教職課程登録学生	2,000円
2年	すべての教職課程登録学生	2,000円
3年	すべての教職課程登録学生	6,000円
4年	すべての教職課程登録学生	12,000円
	特別支援学校で教育実習を実施する学生の追加費用	9,000円
	小学校で教育実習を実施する学生の追加費用	10,000円

※上記に加えて、介護等体験を履修する学生は介護等体験に係る履修費が発生する(2年次~4年次)

3) 教職課程に関わる諸手続

教職課程では学内外の実習等様々な手続きが必要となる。必要な手続きの案内、手続き方法については全て google classroom より案内するので、日頃から google classroom からの情報に目を通すこと。

3. 具体的な履修科目と留意事項

(1) 教員免許取得に必要な単位数

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）で定められた単位数を修得する必要がある。施行規則では、大きく以下の3つの科目群に分けられており、それぞれの科目群で修得すべき単位数が定められている。

- ・施行規則第66条の6に定める科目
- ・教科及び教職に関する科目

（教育の基礎的理解等に関する科目／各教科の指導法及び教科の専門的事項に関する科目）

- ・大学が独自に設定する科目

上記を踏まえ、本学で教員免許状を取得するためには、免許種ごとに以下の表に示した単位数を修得する必要がある。

本学での教員免許取得に必要な最低単位は以下の通り。

免許状の種類	基礎資格	施行規則第66条の6に定める科目	施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の本学における修得単位数	大学が独自に設定する科目	合計
①中学校教諭一種免許状 社会福祉：社会 地域経営：社会	学士	8	63	1※	72
		8	67	1	76
②高等学校教諭一種免許状 社会福祉：地歴 社会福祉：公民 地域経営：地歴 地域経営：公民 共創情報：数学 共創情報：情報	学士	8	51	8※※	67
				8※※※	
				8	
③特別支援学校教諭一種免許状	学士 基礎免許	①または②の基礎免許状に加えて、特別支援教育に関する科目 31 単位			31

※介護等体験の受講を必要とする場合は1、受講を必要としない場合は0。

※※中学社会と併修する場合は『道徳教育の指導法』（2単位）が、特別支援学校教諭免許状と併修する場合は『発達障害教育総論』（2単位）がそれぞれ「大学が独自に設定する科目」として認定される。したがって、認定された単位数を差し引いた単位数を「大学が独自に設定する科目」として履修し、単位修得する必要がある。

※※※中学社会と併修する場合は、『道徳教育の指導法』（2単位）が「大学が独自に設定する科目」として認定される。したがって、認定された単位数を差し引いた単位数を「大学が独自に設定する科目」として履修、修得する必要がある。

(2) 履修カリキュラム

長野大学教職課程の履修カリキュラムは以下のようになっている。各学年・semesterで必要な単位をもれなく習得できるように計画的に履修すること。

1) 履修カリキュラム (全免許共通)

必要単位数 (長野大学)	教育の基礎的 理解に関する科目 中12単位 高12単位	道徳・総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目 中12単位 高10単位	教育実践に関する科目 中7単位 高5単位	各教科の指導法 中10単位 高4単位
4 年次 後期 前期			教育実習1 教育実習2 教職実践演習	
3 年次 後期 前期		教育相談の 理論と方法 生徒指導論 進路指導論	教育実習指導	(社会科学課程) 社会科学・地歴科教育法 A 社会科学・地歴科教育法 B 社会科学・公民科教育法 A 社会科学・公民科教育法 B (情報科課程) 情報科教育法 A 情報科教育法 B 数学科 数学科 教育法 B 数学科 指導法 A
2 年次 後期 前期	教育課程論 教育制度・経営	教育の方法及び 情報通信技術等 を活用した指導法 道徳教育の指導法 特別活動および 総合的な時間の 指導法	学校体験活動Ⅱ (通年)	
1 年次 後期 前期	教職概論 教育心理学 教育学概論 特別支援教育概論		学校体験活動Ⅰ	社会科学指導法基礎

- ・年度によって履修時期が異なることがあるので、ガイダンスで留意事項を確認すること
- ・学校体験活動／介護等体験の履修学年は目安である。
- ・各教科の専門的事項／教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目はPI3以降を参照

2) 履修カリキュラム (特別支援学校免許)

	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	教育実践に関する科目免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
必要単位数	4単位	16単位	8単位	3単位
4年次 後期				特別支援教育実習
4年次 前期				
3年次 後期		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">肢体不自由教育演習</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知的障害教育演習</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重複障害教育総論</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">発達障害自立活動演習</div> </div>	
3年次 前期			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">聴覚・言語障害教育総論</div>	特別支援教育実習指導
2年次 後期		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">肢体不自由教育B(指導法)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知的障害教育B(指導法)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">肢体不自由者の心理・生理・病理</div> </div>		
2年次 前期		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">肢体不自由教育A(教育課程)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知的障害教育A(教育課程)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知的障害者の心理・生理・病理</div> </div>		
1年次 後期	自立活動の理論と実際		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発達障害教育総論</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">障害児療育支援</div> </div>	
1年次 前期	障害者教育総論			

(3) 注意が必要な履修科目

1) 社会科指導法基礎

中学校教諭一種免許状(社会)の取得に際して必修科目となっている社会科・地歴科教育法A・Bおよび社会科・公民科教育法A・Bについては、原則として、1年次から履修できる「社会科指導法基礎」の単位が認定されている場合に限り履修登録をすることができる。なお、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)、(公民)のみを取得する場合はこの限りではない。

2) 学校体験活動Ⅰ・Ⅱ

上小地区校長会と長野大学教職センターが連携して、上田市及び近隣市町の幼小中学校、特別支援学校等において実施する、学校支援ボランティア制度を活用して実施する正規の科目である。

① 学校支援ボランティア制度

正課外の活動として、同制度を活用してボランティアを行う。「学校体験活動Ⅰ」登録前の1年生および「学校体験活動Ⅱ」を受講し終えた学生を想定している。

② 学校体験活動Ⅰ・Ⅱ

同制度を活用し、正規の講義科目として実施する。単位認定要件は以下の通りである。なお、学校体験活動Ⅰは後学期のみ(半期)の取り組みであり、学校体験活動Ⅱは年間を通じて学校等でサービス・ラーニングを行う。

③学校体験活動の流れ（年間スケジュール）

月	実施内容
3月～4月	履修登録（集中講義） ※履修登録期間中に集中講義として履修登録すること
4月	学校体験活動ガイダンス（前期） ※学校体験活動Ⅱを履修した学生は必ず参加すること ※学校体験活動Ⅰは後学期科目のため、前学期ガイダンスへの参加は必須ではない。学校支援ボランティアに興味がある学生は参加する。
4月～	配属先希望 ※各学校での体験内容等を参照し、自分自身の希望する配属先を提出する。 なお、体験内容や配属先の希望届の提出方法はガイダンス時に提示する。
5月～6月	配属先の決定 ※正式な配属先の通知は教職課程の google classroom より行う。 配属先との面談 ※各自配属先と連絡を取り面談を実施する。面談において、体験スケジュールや配属先、具体的な体験内容を決定する。
7月～12月	学校体験活動の実施 ※体験活動を行った月末には学校体験活動実施報告書を提出する。
9月～	学校体験活動ガイダンス（後期） ※学校体験活動Ⅰを履修する学生は参加必須。 ※後学期の学校体験活動ガイダンスの時期は教職課程の google classroom よりアナウンスする。 配属先の決定→面談→体験活動の実施 ※ガイダンス以後の日程は前期と同じように進める。可能な限り早く体験活動に取り組めるように、google classroomからの連絡に注意すること。
1月末	学校体験活動成果報告書 ※1年間の活動成果報告書を提出する。体裁、提出方法等は講義担当者からの指示に従うこと。
2月	学校体験活動成果報告 ※教職課程研究報告会にて活動報告を行う。

④単位認定要件

- ・ 毎月の活動報告書を提出
- ・ 年度末に活動成果報告書を提出
- ・ 教職課程研究報告会で成果報告を実施

⑤履修費用

履修費用は無料である。ただし、各学校までの交通費は原則として個人負担となる。

⑥留意事項

本プログラムは長野大学と上小地区校長会および各学校との信頼関係の中で行われるものであり、大学の公的な活動であることを踏まえ、場にふさわしい服装・言動を心がけること。

3) 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小学校または中学校教諭免許状を取得するためには「介護等体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）」の履修が必要である。

①履修が必要な者

中学校教諭免許状の取得を希望する者および小学校教員養成特別プログラム参加者。ただし、社会福祉学部の教職学生で社会福祉士または精神保健福祉士の受験資格取得を希望しソーシャルワーク実習等を受講する者、特別支援学校で教育実習を行う者、既に介護福祉士の資格を取得している者については、介護等体験は免除となる。なお、免除対象者の介護等体験の履修は認めない。

②履修年次

社会福祉学部、地域経営学部、環境ツーリズム学部の教職学生は原則として2年次に履修する。全学部を通じて、小学校教員養成特別プログラムに参加し、本学で高等学校教諭のみを取得する場合は、原則として3年次に履修する。

③介護等体験の内容

原則として、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間実施する。実施時期については、長野県社会福祉協議会ならびに長野県教育委員会の実施計画に従う。

④介護等体験の流れ

月	実施内容
3月	履修登録（集中講義）
4月～5月	ガイダンス / 介護等体験申込 / 事前指導①
7月	実施先および実施時期の決定・通知 / 事前指導②
7月～10月	介護等体験の実施
8月～12月	事後指導 / 介護等体験実施報告書の作成

※実施の時期は例年の目安である。受入施設（学校）の事情や社会情勢等により変更となる可能性がある。

※事前指導および事後指導の実施形態・実施方法ならびに介護等体験実施報告書の作成にあたっては、担当教員の指示に従うこと。

⑤履修費用

介護等体験については履修費用が発生する。費用についてはガイダンス時に告知する。

⑥留意事項

以下の留意事項をよく守って履修すること。

- ・受入施設や日程は体験施設側の都合が優先である。
- ・長野大学と体験施設だけでなく、長野県社会福祉協議会、長野県教育委員会も関わる活動であるため、手続き等は確実にを行うこと。必要な手続きを期限内に行わなかった場合、介護等体験の実施が認められないこともあるので注意すること。
- ・正規の講義であることを自覚し、服装／言動に十分留意すること。

4) 教育実習指導／特別支援教育実習指導

①教育実習指導（3年次後期）

「教育実習指導」の履修にあたっては、原則として3年次前学期までに以下の科目の単位を修得すること。単位修得状況によっては、3年次の履修を認めないことがある。

- ・「教職概論」、「教育学概論」、「教育心理学（教育・学校心理学）」、「教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法」
- ・各教科の教育法

②特別支援教育実習指導（3年次前期）

「特別支援教育実習指導」の受講にあたっては、原則として2年次までに以下の科目の単位を習得すること。単位修得状況によっては、3年次の履修を認めないことがある。

- ・「障害者教育総論」
- ・「知的障害教育 A（教育課程）」、「知的障害教育 B（指導法）」
- ・「肢体不自由教育 A（教育課程）」、「肢体不自由教育 B（指導法）」

5) 教育実習／特別支援教育実習

①履修の条件

- ・希望する実習に係る「教育実習指導」「特別支援教育実習指導」の単位修得
- ・中学校もしくは高等学校教育実習は「教職概論」、「教育学概論」、「教育心理学（学校・教育心理学）」、「教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法」、「各教科教育法」の単位修得
- ・教職課程行事への参加：教職ガイダンス、教育実習報告会、教職課程研究報告会への参加および別途指定される他学年開講科目（教職実践演習、教育実習指導の指定回）の聴講

※小学校教員養成特別プログラム受講者の小学校教育実習参加要件は、協定校である玉川大学の規定に従う。

②教育実習校

- ・中学校教育実習（「教育実習1」）は、上田市もしくは近隣地域にある中学校もしくは、出身校で行う。実習校は、担当教員との調整、指導を受けた上で、原則として教育実習を行う前年度の別に定める期間内に、自身が希望する実習校から内諾を得ることとする。
- ・高等学校教育実習（「教育実習2」）は、原則として大学との協力校で行う。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、大学と協力校で調整のうえ、決定する。ただし、希望する免許状により、協力校で実習ができない場合もあり、その場合は別途指示する。
- ・「特別支援学校教育実習」は、原則として長野県内の特別支援学校で行う。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、教育実習を行う前年度の別に定める期間内に、実習希望校から内諾を得ることとする。
- ・小学校教員養成特別プログラムで実施される小学校教育実習は、原則として上田市の小学校または出身校で実施する。実習校決定の流れは中学校教育実習と同様である。

③教育実習の実施にあたっての留意点

- ・学業成績が悪い場合は教育実習の履修を認めないことがある。
- ・「教育実習指導」の出席が十分でなく、かつ、「模擬授業」を十分に行えない場合は教育実習を延期すること、または履修を認めないことがある。

- ・ 本学が示す「教育実習生心得」および実習校が示す「実習の条件」等を十分に理解せず、それを守れないと判断される場合は、教育実習の履修を認めないことがある。
- ・ 小学校教員養成特別プログラムによる小学校教育実習については、玉川大学が定める規定をクリアしない限り実習の実施は認められない。
- ・ 心身の健康管理に留意すること。心身の不調があるときは、教育実習前、又教育実習期間中であっても教育実習を中止することがある。

6) 教職実践演習

4年次後学期にそれまでの教職課程での学びを振り返り総括することを目的として実施される。なお、法令で定められる科目であるため、教員免許状の取得に際して必ず履修しなければならない。また、教職実践演習の履修にあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 4年次前学期終了時点で卒業見込み（残25単位以下）かつ教育職員免許状を取得見込みであること。
- ・ 「教育実習履修の条件」を満たしていること。
- ・ 担当教員の指導のもと、履修カルテに漏れなく記入がされていること。

(2) 地域経営学部地域経営学科

1) 2026 年度生

①教育の基礎的理解等に関する科目

中学校は以下の表中から◎必修科目をすべて含め 31 単位以上を、高校は同様に 27 単位以上を履修すること。なお、☆は卒業単位には算入しない科目である。

施行規則		長野大学（◎必修科目 ○選択科目）					
科目群		単位	科目	単位	履修		
					中学	高校	年次
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	教育学概論	2	◎	◎	1
			教職概論☆	2	◎	◎	1
			教育制度・経営☆	2	◎	◎	2～
			教育心理学（教育・学校心理学）☆	2	◎	◎	1～
			特別支援教育概論☆	2	◎	◎	1
			教育課程論☆	2	◎	◎	2～
※上記で法令上は 10 単位だが、本学では 12 単位を◎必修科目としており、法令を超過した 2 単位は「大学が独自に設定する科目」の単位として認定する。							
生徒指導教育相談に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習（研究）の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	中 10 高 8	道徳教育の指導法	2	◎	○	2～
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法☆	2	◎	◎	2～
			教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法☆	2	◎	◎	2
			生徒指導論☆	2	◎	◎	3～
			教育相談の理論と方法☆	2	◎	◎	3～
			進路指導論☆	2	◎	◎	3～
※上記で法令上は中学校 10 単位、高校 8 単位だが、本学では中学校 12 単位、高校 10 単位を◎必修科目としており、法令を超過した 2 単位は「大学が独自に設定する科目」として認定する。また、高校で「道徳教育の指導法」を履修した場合は「大学が独自に設定する科目」として認定する。							
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	教育実習指導☆	1	◎	◎	3
			教育実習 1☆ ¹⁾	4	◎	—	4
			教育実習 2☆ ¹⁾	2	—	◎	4
	・学校体験活動		学校体験活動 I ☆	1	○	○	1～
			学校体験活動 II ☆	1	○	○	2～
・教職実践演習	2		教職実践演習☆	2	◎	◎	4
合計	中 27 高 23		合計		31	27	

1) 「教育実習 1」は中学校教育実習、「教育実習 2」は高等学校教育実習である。なお、中学と高校の免許を両方取得する場合は、「教育実習 1」を履修する。

②各教科の指導法および教科の専門的事項に関する科目

中学校は以下の表中から◎必修科目をすべて含め 36 単位以上を、高校は同様に 24 単位以上を履修すること。なお、☆は卒業単位には算入しない科目である。

教育職員免許法施行規則				長野大学 (◎必修科目 ○選択科目)							
科目群				科目	単位	履修					
中社		地歴・公民				中社	地歴	公民	年次		
教科および教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史	1以上	日本史概論	2	◎	◎	—	1~2	
					近代日本の歩み	2	—	○	—	3~	
					信州地域史	2	○	○	—	1~	
					歴史の見方	2	○	○	—	3~	
			外国史	1以上	東洋史概論	2	◎	◎	—	1~2	
					日中関係史	2	—	○	—	3~	
					西洋史概論	2	◎	◎	—	1~2	
					社会思想史	2	○	○	—	1~2	
		(地誌を含む) 地理学	1以上	人文地理・自然地理学	1以上	地理学	2	◎	◎	—	2~
						観光地理学	2	○	○	—	2~
						地域環境論	2	—	○	—	2~
						環境教育論	2	—	○	—	2~
		地誌	1以上	地誌	1以上	地誌概論	2	◎	◎	—	1~2
	「法学、政治学」	1以上	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1以上	法学概論	2	◎	—	◎	1~2	
					地方自治論	2	○	—	○	2~	
					政治学概論	2	◎	—	◎	1~2	
					行政学	2	○	—	○	2~	
	「社会学、経済学」	1以上	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1以上	社会学概論	4	◎	—	◎	1~	
					地域社会学	2	—	—	○	2~	
					社会調査論	4	○	—	○	1~	
					経済学概論	4	◎	—	◎	1~	
					国際社会学	2	—	—	○	2~	
					持続可能な地域づくり論	2	○	—	○	2~	
					地域経済学	2	—	—	○	2~	
	「哲学、倫理学、宗教学」	1以上	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上	哲学概論	2	◎	—	◎	1~2	
					現代社会と哲学	2	○	—	○	1~2	
					倫理学概論	2	◎	—	◎	1~2	
現代社会と倫理学					2	○	—	○	1~2		
心理学					2	—	—	○	1~3		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中8 高4			社会科指導法基礎☆	2	◎	—	—	1		
				社会科・地歴科教育法A☆	2	◎	◎	—	2~3		
				社会科・地歴科教育法B☆	2	◎	◎	—	2~3		
				社会科・公民科教育法A☆	2	◎	—	◎	2~3		
				社会科・公民科教育法B☆	2	◎	—	◎	2~3		
合計			中28 高24	合計 ¹⁾		36	24	24			

※複数の免許課程に◎または○がついている科目は、どちらの免許科目としても単位認定される

1) 法令上中学校は 28 単位以上を修得することとされているが、本学では 36 単位を◎必修としており、法令を超過した 8 単位は「大学が独自に設定する科目」として認定する。また、高校では 24 単位を超えて修得した単位については、「大学が独自に設定する科目」として認定する。

③大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則		長野大学 (◎必修科目 ○選択科目)				
科目区分	単位	開講科目	単位	履修		
				中学	高校	年次
大学が独自に設定する科目	中 4 高 12	介護等体験☆ ¹⁾	1	◎	—	2～
		発達障害教育総論☆	2	○	○	1～
		道德教育の指導法☆	2	—	○	2～

1) 介護等体験が履修できるのは、「中学校社会科」の教員免許を希望する学生のみ。

【長野大学における「大学が独自に設定する科目」の単位認定基準】

以下 A～E の区分の合計が中学校課程では 4 単位、高校課程では 12 単位以上になるように履修する。

A：「教育の基礎的理解に関する科目」で法令を超えて修得する単位 (2 単位)

B：「道德・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で法令を超えて修得する単位 (2 単位)

C：「学校体験活動Ⅰ」「学校体験活動Ⅱ」で修得する単位 (最大 2 単位)

D：「大学が独自に設定する科目」で修得する単位 (中最大 5 単位、高最大 6 単位)

E：「各教科の専門的事項」において、最低履修単位数を超えて修得する単位

※区分 A～C については、中学校社会科課程、高等学校地歴科・公民科課程共通で認定。

※区分 D については、「発達障害教育総論」については全ての課程で認定可能。「介護等体験」は中学校課程のみ、「道德教育の指導法」は高等学校課程のみ認定。

※区分 E については、中学校社会科と高校地歴科、中学校公民科と高校公民科で共通開設されている科目は共通して認定。

【地域経営学部における「大学が独自に設定する科目」にかかる単位計算方法】

①中学校課程について (4 単位修得)

(必修科目履修分)

- ・ 区分 A：2 単位
- ・ 区分 B：2 単位

中学校課程について必修科目を全て履修すれば、「大学が独自に設定する科目」の単位を満たす。

②高等学校課程について (12 単位修得)

(必修科目の履修で満たす単位)

- ・ 区分 A：2 単位
- ・ 区分 B：2 単位または 4 単位 ※道德教育の指導法を履修した場合は 4 単位

高等学校課程について、残りの 6 または 8 単位について以下のいずれかから履修する。

- ・ 区分 C：「学校体験活動Ⅰ」(1 単位、1 年次以降)、「学校体験活動Ⅱ」(1 単位、2 年次以降)
- ・ 区分 D：「発達障害教育総論☆」(2 単位、1 年次以降)
- ・ 区分 E：「各教科の専門的事項」において、最低履修単位数 24 単位を超えて修得する単位

④教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則		長野大学（◎必修科目 ○選択科目）			
科目区分	単位	開講科目	単位	履修	年次
日本国憲法	8	憲法	2	◎	1～
体育		スポーツ実技 I	1	◎	1～
		スポーツ実技 II	1	◎	1～
外国語コミュニケーション		Integrated English I	2	◎	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目		データサイエンス概論	2	◎	1～
合計	8	合計	8		